

吸収分割（吸収分割承継会社が吸収分割会社の株主資本を引き継ぐ場合以外の場合）

資本金の額の計上に関する証明書

株主資本等変動額（会社計算規則第37条第1項）

金〇〇円

吸収分割承継会社の資本金の増加額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第37条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。（注1）

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印（注2）

（注）1 吸収分割承継会社の資本金の増加額は、株主資本等変動額の範囲内で、吸収分割承継会社が吸収分割契約の定めに従い定める必要がある（会社計算規則第37条第2項）。

2 代表者が登記所に届け出ている印を押印する必要がある。

吸収分割（吸収分割承継会社が吸収分割会社の株主資本を引き継ぐ場合）

資本金の額の計上に関する証明書

吸収分割によって減少する吸収分割会社の資本金の額（会社計算規則第38条第1項）

金〇〇円

吸収分割承継会社の資本金の増加額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第38条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。（注1，2）

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印（注3）

- （注）1 吸収分割承継会社の資本金の増加額は、吸収分割によって減少する吸収分割会社の資本金の額と一致している必要がある。
- 2 吸収型再編対価が存しない場合には、吸収分割承継会社の資本金の額を増加させることはできない（会社計算規則第38条第2項）。
- 3 代表者が登記所に届け出ている印を押印する必要がある。